

村上病院 院内感染防止対策指針

目的

村上病院は、院内感染を未然に防ぐとともに、万一院内感染が発生した場合に迅速に感染経路を断定し、遮断して介入する。全職員でこれに取り組み早期の終息を図ることを目的とする。

基本的な考え方

院内感染予防対策は医療の質にかかわる重要な課題であり病院及び職員個人が感染対策の必要性を認識し、その対策の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することが重要である。よって当該指針を活用して院内感染対策委員会及び感染対策部門（感染対策室）を設置し積極的な取り組みを行う。

感染防止対策委員会の設置

別に定める設置要綱のとおり

感染対策室の設置

感染対策室は院内感染に関する事項を統括的に実施する院長直轄の部門である。感染対策室は感染防止対策委員会と連携し感染制御チーム（ICT）として対策の推進を図る。別紙規定のとおり

院内感染管理者の配置

院内感染管理者は ICT のリーダーとする。

院内感染管理者の主要な役割として

- (1) チーム内実施活動結果の委員会報告
- (2) 他医療機関開催のカンファレンス参加
- (3) 定期的なラウンドを実施し、調査により改善点等を適切に指導
- (4) 院内感染に関する連携医療機関への相談等の対応

職員に対する研修

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とし、入職時の初期研修 1 回のほか、年 2 回全職員対象に研修を開催する。

院内感染発生時の対応

- (1) MRSA 等の耐性菌の伝播を防止するため、「感染情報レポート」を週 1 回程度作成し、職員へ情報供給を図るとともに院内感染対策委員会で再確認等して活用する。
- (2) 院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT は速やかに詳細把握に努め

対応策とその実施に介入する。アウトブレイクと断定された場合には、臨時対策委員会を開催する。情報を共有するとともに関係部署の職員と協力して発生原因を究明し、改善策を策定して実施する。また全職員へ感染対策室から周知する。

当該指針の閲覧に関する方針

当該指針は患者様またはご家族が閲覧できるように当院ホームページに掲載する。

その他の院内感染防止対策推進に関する基本方針

当院における院内感染予防対策のためのマニュアルを作成する。

常に新しい医療情報の収集に努め、必要に応じてマニュアルの改訂を行う。

マニュアルは感染対策室で検討・提案し委員会にて審議、承認する。

平成26年4月1日制定